

河内 信幸 *

Nobuyuki KAWAUCHI*



ニューディール研究の到達点と残された課題

The Achievements of New Deal Research and Its Remaining Challenges

はじめに—ニューディール研究の背景

第二次世界大戦後のアメリカ合衆国（以下、アメリカと略）社会は、1930年代の「ニューディール体制」によってその基底が形成された。というのは、民主党のフランクリン・D・ローズヴェルト（Franklin D. Roosevelt）政権が財政・労働・福祉などの幅広いニューディール政策を実施し、「大きな政府」の方向性のもとで社会政策や制度改革に取り組んだため、リベラルな政策理念や多元的な社会システムが定着するようになり、アメリカ社会に活力と柔軟性を与えてきたからである¹⁾。

ところが、1981年1月にロナルド・W・レーガン（Ronald W. Reagan）政権が発足すると、「ニューディール体制」が育み、戦後も引き継がれてきた伝統的な理念や価値観を逆転させるようなモメントが強く作用するようになった。それは、「大きな政府」から「小さな政府」へ、ケインズ主義からマネタリズムへ、リベラリズムから保守主義・ネオリベラリズムへと転換する傾向が顕在化し、多くの国民も共和党政権が主導するこうした変化を支持したからである。特に、ネオリベラリズム（新自由主義）は、個人の自由や市場原理を再評価し、政府による個人や市場への介入を最低限とすべきと提唱する思想であり、その顕在化は世界にグローバルイゼーションをもたらし、アメリカが主導する

ポスト冷戦のグローバル社会を拓き、世界各国の政治、経済、社会、文化がアメリカのようになるアメリカニゼーションというタームも生まれた。その結果、アメリカでは反ケインズ革命や反福祉国家の動きが強まり、様々な社会理念や価値観が大きな転換を余儀なくされたため、「ニューディール体制」はますます色褪せて見えるようになった²⁾。新自由主義が解体対象としたのは、まさにこの「ニューディール体制」であった。

これは、「ニューディール体制」の社会・経済システムが戦後の深刻な社会問題に有効に対処できなくなり、様々な矛盾や弊害を蓄積させてしまったからであった。たとえば、1960年代に高揚した公民権運動は、「ニューディール体制」のリベラリズムが“社会的弱者”をいかに統合しても、黒人やインディアンなどのマイノリティ・グループが依然として“忘れられた”存在に変わらないことを証明した。しかも、1960年代末頃からアメリカ経済に不景気とインフレが同時に表れ始め、1973年10月に始まった第一次オイル・ショック以後は高失業・高インフレのスタグフレーションが深刻化した。スタグフレーションは、原油価格の高騰、原材料や素材関連の価格上昇などによって不景気の中でも物価が上昇したためであり、その結果、ケインズ的な政策を放棄して貨幣供給量の安定化と経済の自立性を重視する方向性が強まった³⁾。

*中部大学名誉教授

I “強いアメリカ”は実現したか

このような事態を迎えたのは、ヴェトナム戦争にのめり込んでいったアメリカが国際収支の悪化によって「ドル危機」を募らせ、1971年8月になって金・ドル兌換禁止（“ニクソン・ショック”）に踏み切らざるを得なくなり、ドルの価値が急落してドルを基軸とするブレトン＝ウッズ体制が崩壊したためであった。まさにパクス・アメリカナの凋落ぶりの表われであり、各国の通貨価値がアンカーなき変動相場制を漂うことになり、超大国アメリカが政治的にも経済的にも衰退する局面に至ったのであった。その結果、アメリカ経済の国際競争力は著しく低下し、国内では社会秩序の乱れも重なって、ますます“病めるアメリカ”を危ぶむ声が高まり、「アメリカ衰退論」が百家争鳴の如く頻繁に表れるような状況になった⁴⁾。

しかし、レーガン政権から始まり、共和党が主導した「現代アメリカ体制」は、目標としていた経済の再建と“強いアメリカ”の実現に成功したとは言い難い。レーガン政権の8年間で“双子の赤字”（twin deficit）は大きく拡大し、1985年秋にアメリカは65年ぶりで債務国へと転落してしまった。しかも、1987年10月27日の“ブラック・マンデー”が“パニック”を起こし1929年10月の株価暴落を思い起こさせ、1997年10月19日の“ブルー・マンデー”には、ニューヨーク証券取引所のサーキッド・ブレーカーが初めて発動され、取引停止措置がとられたのであった⁵⁾。これらの株価暴落は、アメリカ経済の先行き不安が募り、出口が見えない“売り”の連鎖が拡大したためであった。

共和党がいかに強硬な姿勢を見せても、1992年11月の大統領選挙では民主党のビル・クリントン（Bill Clinton）が当選を果たした。クリントン政権は、1998年にジョージ・H・W・ブッシュ（George H. W. Bush）政権でも果たせ

なかった財政黒字を29年ぶりで実現すると、老後における医療保険の適用年齢引き下げや放課後の児童施設拡充など、福祉や教育にも配慮する姿勢を見せた。ところが、2008年9月にアメリカの大手投資銀行のリーマン・ブラザーズ・ホールディングスが経営破綻し、巨大金融機関への救済措置がとられなかったことにより市場参加者に不安が広がり、企業に資金が出回らなくなる信用収縮が深刻化した。この“リーマン・ショック”は、住宅市場の悪化によるサブプライム住宅ローン危機が契機となったものであり、世界金融危機が連鎖的に広がった⁶⁾。

しかし、2008年11月の大統領選挙で民主党のバラク・H・オバマ2世（Barack H. Obama II）が勝利し、アメリカ史上初の黒人大統領が誕生すると、1930年代のニューディールやフランクリン・D・ローズヴェルト（Franklin D. Roosevelt）が取りざたされるようになった。その結果、「新しいニューディール」（New New Deal）や「フランクリン・デラノ・オバマ」などというタームも生まれた⁷⁾。

2009年1月に発足したオバマ政権は「グリーン・ニューディール」を提唱し、新しいニューディール政策を再生可能エネルギー、資源効率消費など今日の環境問題を梃子に蘇らせ、地球温暖化・気候変動問題と経済格差の是正を目的にした、積極的な財政出動による経済刺激策の推進を訴えた。オバマ政権は、環境や再生可能エネルギー分野への投資により景気刺激を図り、雇用創出と経済の安定化を実現するとともに、環境への負荷を削減するための産業構造へと、大きな社会変革を目指す政策を訴えた⁸⁾。

このようにアメリカ社会の歩みを振り返ると、現在のアメリカはネオリベリズムとグローバリゼーションによって大きく分断され、「ニューディール体制」のもとで保守・リベラル双方の投げかけた批判や課題、さらには多元的な社会・経済システムに対して激しい論争が

続いていると見なければならない。特に、民主党と共和党の対立はアメリカ社会の政治分断を深めており、“トランプ現象”もそんな政治的激震の極端な表れに違いない。

したがって、多様性をもつ社会理念や政治思潮の“振り子”が完全に止まってしまったとは言えないのであり、保守・リベラルの二大政党が自らの脱皮も含めて新機軸となる政策を打ち出せるかどうか、現在でも様々な模索が続いているとみることができる。つまり、ニューディール研究は社会の動向とともに変化してきたのであり、本稿では、このような問題意識のもとで、ニューディール研究の到達点と残された課題について考察する。

II ニューディール研究史の総括

1. 「革新主義学派」のニューディール研究

ニューディール研究の中で最初に登場したのは、ローズヴェルト政権が従来と異なる斬新な政策を実施し、「ニューディール体制」のもとで新しい社会・経済システムが構築されたという見方であり、結論としてニューディールの革新性を高く評価するものであった。これは、ニューディーラー、およびその系譜を引くリベラルたちが与えた評価であり、彼らは「革新主義学派」と呼ばれる立場から、成果を収めた改革の頂点としてニューディールを位置付けようとした。「革新主義学派」は、ニューディールが保守派に対抗して新しいリベラリズムを生み出したと考え、ローズヴェルト政権が改革の伝統となる、歴史上重要なエポックを画する時代を構築したと捉えた⁹⁾。

これらの潮流には、アーサー・M・シュレジンガー・ジュニア（Arthur M. Schlesinger, Jr.）、ウィリアム・E・ルクテンバーグ（William E. Leuchtenburg）、アーヴィング・バーンスタイン（Irving Bernstein）、ウォルター・ギャレンソン（Walter Galenson）などの研究者があげられる。

彼らは、ローズヴェルトの大統領としてのカリスマ性や改革の精神を重視し、共和党が主導した保守的な1920年代と違って、民主党のローズヴェルトが多くの政策で指導力やイニシアティブを発揮したと評価した。たとえば、ギャレンソンは、1935年の産業別組織委員会（Committee for Industrial Organization）（1938年以降は産業別組合会議 Congress of Industrial Organization、いずれもCIO）の結成から1941年の第二次世界大戦参戦までの6年間に、基幹産業のアメリカ労働者が労使関係システムの中で対等な存在として認められ、歴史上稀に見る革命的な変化を労使関係にもたらしたと強調した。またバーンスタインは、1935年以降の後期ニューディールの団体交渉政策を、「政府の役割に関する新たな政策理念」と高く評価した¹⁰⁾。

2. 「保守主義学派」（「コンセンサス学派」）のニューディール研究

次に表れたニューディール評価は、アメリカ社会の根底に本質的な「一貫性」や「同質性」が存在するという立場であり、ニューディール政策が様々な改革を実行しても、社会・経済システムはそれまでと根本的な変化をもたらしものではなかったと見なした。このような立場は「保守主義学派」、あるいは「コンセンサス学派」と呼ばれ、前述の「革新主義学派」と対照的な解釈を展開してニューディール評価の幅を大きく広げた。たとえば彼らは、様々な角度からアメリカ社会の保守性や体制維持のメカニズムを肯定的に実証分析し、革命的な社会変革を起こさなかったところに「ニューディール体制」の意義があると結論付けた。それは、こうした解釈が表れた1950年代半ば頃から、アメリカでは“イデオロギーの終焉”という状況が顕著になり、変革を求める国民のエネルギーが行政機構や政府の施策に吸収されて、現状維持指向の強い、ある意味では保守的な「大衆社会」が実

現したためであった¹¹⁾。

「保守主義学派」が「ニューディール体制」の保守的側面を強調する論拠は、制度改革が資本家内の穏健派のイニシアティブで実現したこと、公共事業などローズヴェルト政権の復興策の多くがすでにハーバート・C・フーヴァー(Herbert C. Hoover)政権で掲げられていたこと、ニューディールの社会改革が南部や連邦議会の保守派などから反対されて大きな制約を受けたこと、などが主なものである。いずれにしても、「保守主義学派」から見れば、ローズヴェルト政権は下からのラディカルな社会変革や制度改革の要求を巧みに吸収し、資本主義を現実的に救済する役割を果たしたのであり、「ニューディール体制」は本質的に保守的な社会・経済システムを構築したのであった¹²⁾。

3. 「革新主義派」と「保守主義派」の限界

以上のような「革新主義派」や「保守主義派」は、研究対象の幅を広げて成果をかなり蓄積させたため、ニューディール研究は1960年代初頭までに次のようなまとまりを見せるようになった。第一はローズヴェルト論であり、大統領としてのリーダーシップと“ブレイン・トラスト”(政策集団)やニューディーラーの姿勢を明らかにし、同時にリベラル派が構築した「ローズヴェルト連合」(Roosevelt Coalition)の支持基盤を検証するものであった。第二はニューディール政策論・ニューディール経済論であり、政策の有効性や景気回復の実態を検討して、大恐慌に見舞われた経済構造の特質と矛盾を分析するものであった。第三は民衆運動論・労働運動論であり、CIO、共産党、社会党、地方政党などの組織労働者や左翼勢力が展開した運動を掘り起こし、稀に見る体制的危機に挑戦した運動の組織力と影響力を考察したものであった¹³⁾。

しかし、これらの研究成果は、程度の差こそ

あれ、基本的にローズヴェルト政権とニューディール政策を肯定的に評価し、組織労働者や左翼勢力の限界と欠陥を指摘するものであったため、次第にアプローチの仕方や分析対象に批判が向けられるようになった。その結果、1960年代後半から修正主義的なニューディール研究(レビシヨニズム)が始まり、「ニューディール体制」そのものを根本的に見直す姿勢がとられ、組合幹部や政党指導者よりも、一般組合員・一般党员(ランク・アンド・ファイル)の社会意識や生活実態に力点をおいた研究が始まった。組織の目標達成力、存続能力は、この膨大な基底メンバー層(一般党员、一般組合員などの層)の士気、能力によって決まるからである。こうして、次第に「ニューディール体制」を批判的に捉える、ニューレフトのニューディール研究が隆盛となった¹⁴⁾。

4. ニューレフトのニューディール研究

「革新主義派」や「保守主義派」のニューディール研究に批判が集まったのは、1960年代半ばになってアメリカ社会が大きく変化してきたことと深い関係があった。当時のアメリカは、社会改革のエートスを失う「大衆社会」・「管理社会」が顕在化し、変革のイデオロギーや運動自体が「体制内」化されてしまう状況になったからである。「体制内化」は、社会的アクターが国家的アクターに包摂されたことを如実に示していた。ニューレフトの運動や思想は、そのような事態が独占資本・“ビッグ・ビジネス”と国家機構の結合した支配体制によって形成されたと捉え、資本のヘゲモニーと国家の管理・統制機能が強まったため、「ニューディール体制」が生み出したとされる、リベラルで多元的な社会・経済システムがもはや破綻をきたしていると考えた¹⁵⁾。

そしてニューレフトは、「大衆社会」・「管理社会」のもとで、政府・資本・労働の協同によっ

て形成された社会統合や政治・経済システムを「コーポラティズム体制」と概念規定し、「ニューディール体制」を「コーポラティズム体制」のパラダイムを指定して分析した。さらにニューレフトは、このような社会統合システムを秩序付ける理念として「コーポリット・リベラリズム」というコンセプトを適用し、「体制内」化されたイデオロギーや社会運動を説明した。つまり、「コーポリット・リベラリズム」論によれば、ニューディール政策の諸改革は対抗関係のなかで資本家が主導権を握って実現されたものであり、ニューディール政策が彼らの構想に合致していたのであった。その結果、1970年代頃からのニューディール研究は「コーポラティズム論」に基づくものが多くなり、ニューレフトの研究者は、「ニューディール体制」に構造的な欠陥と矛盾が内在していたと結論付けた¹⁶⁾。

しかも、政府の規制や改革の成否には、社会秩序の安定と国民世論の動向が複雑に絡んでくるため、次第に「コーポリット・リベラリズム」に基づく研究も盛んになった。ニューレフト的な立場からは、マーチン・スクラー (Martin Sklar)、ジェームズ・ワインスタイン (James Weinstein)、デーヴィッド・イーキンズ (David Eakins)、近代組織の出現と官僚制の形成を重視する「組織学派」からは、エリス・W・ホーリー (Ellis W. Hawley) をはじめとして、ルイス・ガランボス (Louis Galambos)、アルフレッド・D・チャンドラー2世 (Alfred D. Chandler, Jr.)、トーマス・C・コックラン (Thomas C. Cochran)、キム・マクエイド (Kim McQuaid) などがニューディール研究に強い影響を与えた¹⁷⁾。

「コーポラティズム論」に刺激されて、連邦政府の役割や行政機能の拡大を検証する研究が始まり、産業規制を推進する「積極国家」(Positive State) という概念も生まれた。「積極国家」論は、国家が国民の経済活動の諸過程にまで介入

して、国民の福祉向上のために積極的な役割を果たすべきだとする考え方であり、国家の活動は治安や国防のみに限定されるべきで、国民の経済活動に介入すべきではないとする「夜警国家」論に対するアンチ・テーゼであった。

「ニューディール体制」によってアメリカ国家のあり方や機能が変化したことは確かであり、ニューディールに関する国家論研究は非常に重要である。このような視角を提示した研究者には、国家権力と独占資本との癒着を指摘したガブリエル・コルコ (Gabriel Kolko)、政策立案の専門家集団と官僚制の出現に着目したロバート・H・ウィービー (Robert H. Wiebe) などがあげられ、経済学のジェームズ・リビングストーン (James Livingston) や政治学のポール・P・ライパー (Paul P. Van Riper) などは、早くから「コーポラティズム体制」、ないしは「コーポリット・キャピタリズム」(Corporate Capitalism) という理論的枠組みを設定して連邦準備制度や行政機構の分析を試みた¹⁸⁾。

「コーポラティズム論」に基づくニューディール評価には、まずバートン・J・バースタイン (Barton J. Bernstein) による研究が示唆的である。バースタインは、「ニューディール体制」が「コーポリット・キャピタリズム」を温存し社会を大きく変えることはなかったと主張した。次にロナルド・ラドシュ (Ronald Radosh) の研究があげられる。ラドシュは、1933年の全国産業復興局 (National Recovery Administration : NRA) 創設や1935年のCIO設立、ワグナー法・社会保障法の成立過程を再検討し、ニューディールの諸改革が「コーポリット・リベラリズム」派と呼ぶ大企業エリートの構想と一致しており、彼らのヘゲモニーによって諸改革が実現したと論じた。これに対して、エリス・W・ホーリー (Ellis W. Hawley) はビジネス側のヘゲモニーを否定し、相互作用の中でニューディール改革が実行されたとする、独

自の「コーポリット・リベラリズム」論を展開した¹⁹⁾。

しかし、労働史の分野からディヴィッド・ブロディ (David Brody) はこのような「コーポリット・リベラリズム」論を批判する。例えば、CIOの指導者は企業イデオロギーを共有して既存の社会・経済システムの変革に反対しており、「コーポリット・キャピタリズム」に賛成して既存の社会体制を容認したとラドシュは論じたが、ブロディはこのような論点を真っ向から否定する。

確かに、当時の実業界は、労働者の団結権・団体交渉権を明記した1933年の全国産業復興法 (National Industrial Recovery Act : NIRA) 第7条a項に不満を持っており、1935年のワグナー法に最後まで反対して大量生産産業における労働者の組織化を受け入れたくはなかった。もちろんローズヴェルト政権自体も、ワグナー法の制定に至るまで、コーポリット・システムに労働運動を組み入れることに関して明確な展望を持っていたわけではなかった²⁰⁾。これらの研究から、1930年代の「ニューディール体制」と「戦時体制」の断絶が問題となり、ニューディールの諸改革をどのような勢力がイニシアティブをとったのかということが分析の焦点になっていった。

Ⅲ 1980年代以降の現代ニューディール研究

1. 「新労働史学」と「歴史制度論」

1981年1月にレーガン政権が発足する頃になると、ニューレフト史学を乗り越えようとする「新労働史学」(New Labor History) や「歴史制度論」(Historical Institutionalism) のニューディール研究が始まった。これらの歴史研究は、保守派による「ニューディール体制」の解体がなぜ可能になったのかということの問題意識にして、「ニューディール体制」とそれが定着し

た「戦後体制」の脆弱性を再検討することが焦点となった²¹⁾。

こうした問題意識から、ニューディールの支持基盤、アメリカ国家の特徴、リベラリズムの変容、人種・ジェンダーといった分野における「ニューディール体制」への影響と制約が分析された。ニューディールの支持基盤については、実業界と組織労働の実態が明らかにされ、両者が民主党内で形成した支持ブロックの形成が考察された。ニューレフトは一部の穏健派資本家がニューディール改革を支持し主導したことを論じたが、「新労働史学」や「歴史制度論」は、資本集約的企業がニューディール改革の受益者となったと論じた。組織労働に関しては、シドニー・ヒルマン (Sidney Hillman) らローズヴェルト政権に関与した労働指導者、アメリカ労働総同盟 (American Federation of Labor : AFL) とCIOとの対立も含めた組織労働に関する研究が深まった。「新労働史学」や「歴史制度論」は、このような実業界の穏健派と組織労働に国家を加えた新しい同盟関係によって、「ニューディール体制」の支持基盤となる「歴史的なブロック」が形成されたと捉えた²²⁾。

「歴史制度論」はシーダ・スコッチボルらの研究に代表されるが、「ニューディール体制」の政治過程を考察するにあたって、ローズヴェルト政権の改革の進歩性を評価する議論と、企業エリートのイニシアティブを重視する「コーポリット・リベラリズム」論という、双方に対する批判を意識していた。ニューディール改革の制約性については政治制度の断片化が指摘され、「コーポリット・リベラリズム」への批判としては、政府の自立性の強さと実業界穏健派の相対的比重の低さが強調された²³⁾。

2. リベラル派の影響力

スコッチボルは、産業界が大恐慌から立ち直れておらず、自らの力で労使関係を安定化させ

ることもできなかったため、ロバート・F・ワグナー（Robert F. Wagner）などの民主党リベラル派がNIRAからワグナー法に至る改革立法のイニシアティブをとることができたと論じた。このようなスコッチポールの立場からすると、「コーポリット・リベラリズム」論は企業エリートの影響力を過大評価しているものであり、社会保障法の制定におけるリベラル派の企業家の影響力を重視するジル・S・クアダグノ（Jill S. Quadagno）、バーバラ・G・ブレンツ（Barbara G. Brents）、J・クレイブ・ジェンキンズ（J. Craig Jenkins）等との論争が展開された²⁴⁾。

クアダグノ、ブレンツ、ジェンキンズによれば、「コーポリット・リベラリズム」論は、資本家が自らの利益に沿った政策を政府に採用させることができるとする単純な古い考え方であり、社会保障法の制定過程をケース・スタディにして、支配的企業の利害がニューディール政策に反映する条件を明らかにする必要があると論じた。1935年の社会保障法を重視し、社会保障法によって失業保険・退職金制度・年金制度などが整備され、アメリカが福祉国家へ転換するエポックになったからである。「コーポリット・リベラル」派と呼ばれる産業界のリベラル派は、ニューディール以前から年金制度や失業積立金制度を整備しており、すでに福祉や社会保障のプログラムの構想を持っていた。そして、よく取り上げられることであるが、1939年の『フォーチュン』誌による世論調査では、ビジネス界で社会保障法の廃止を求める経営者は僅か17.3%しかいなかったのである²⁵⁾。

しかしスコッチポールは、クアダグノらが「コーポリット・リベラル」派の影響力を過大評価していると反論する。実業界全体で見れば、社会保障法を支持したのはごくわずかであり、支持を表明した経営者も個人的な信念に基づく政治的支持であった。したがって、スコッチポールからすれば、社会保障法の制定過程を主導したの

はワグナーやAFLなどのリベラル派であった。しかし、この論争は「コーポリット・リベラル」派による社会保障法の影響力に限定されており、ニューディール政策全体の社会改革を視野に入れていないという弱点がある²⁶⁾。

スコッチポールのもう一つの特徴は、ケインズ主義の類型化の議論を展開していることである。スコッチポールは、ニューディール期以後のアメリカの財政支出を社会民主主義のスウェーデンと比較して「社会的ケインズ主義」（Social Keynesianism）、「商業的ケインズ主義」（Commercial Keynesianism）というコンセプトを提示している。ケインズ主義とは総需要管理政策を指しているが、スコッチポールによれば、スウェーデンは大恐慌に対して完全雇用の実現を柱とする「社会ケインズ主義」をとったが、アメリカはこれとは異なる「商業的ケインズ主義」を採用したと主張する。

この「商業的ケインズ主義」は完全雇用よりもインフレ抑制を重視し、公共支出も積極的な需要創出を目指したのではなく、経済の管理や減税に主眼を置いたものであった。社会保障法やワグナー法が制定される1935年前後の時期は、民主党リベラル派の政治家と組織労働者の同盟が形成され、「社会的ケインズ主義」の可能性が芽生えたが、保守派と南部民主党の反対にあってきわめて控えめな財政支出に留まったのである。このように捉えるスコッチポールは、財政支出そのものの位置づけがアメリカと北欧諸国とは質的に異なることを示唆している²⁷⁾。

また、ニューディール改革を主導したリベラル派の分析において、ディヴィッド・プロトキー（David Plotke）の研究も忘れてはならない。プロトキーは、ニューディール改革の主導勢力は実業界のリベラル派にあるのではなく、民主党や労働界のリベラル派にあるとの立場に立ち、「ニューディール体制」を支える「革新的リベラル派」（progressive liberal）の姿勢を分

析した。プロトキーは、リベラル派のビジネス指導者の一部グループがニューディール改革のイニシアティヴをとっただけであり、もしも革新的リベラル派の積極的なリードがなければ、1935年のワグナー法の成立は困難であったと主張した。

同時にプロトキーは、従来から指摘される、後期ニューディールの政治的「左傾化」にも批判を加える。これは民主党のリーダーシップを誇張させた見方であり、実態とはかけ離れた議論になっていると強調し、改革のリーダーシップをとった民主党の「革新的リベラル派」が、多くの点で西欧の社会民主主義とは異なっていると主張した。このようなプロトキーの主張は、ブロディがニューディール期の労働運動に与えた評価や、スコッチポルが社会保障法の制定過程に関して行った分析と共通する側面を持っている²⁸⁾。

IV 今日のニューディール研究と残された課題

1. リベラル派の評価

「革新的リベラル派」がニューディール改革を主導し、「ニューディール体制」を支えたという、スコッチポル、ブロディ、プロトキーの議論は、単純なニューディール改革＝社会民主主義論と「コーポリット・リベラル」派のイニシアティヴ論との両方に対する批判を踏まえており、「ニューディール体制」とニューディール改革の主導勢力に関する研究の到達点である。

こうした研究は、1980年代にレーガノミックスが出現したことに強いインパクトを受け、第二次世界大戦後のアメリカの社会体制がいかに脆弱であったのかというパースペクティヴを描いている。その際、これらの研究は「戦時体制」と「ニューディール体制」との質的差異を重視しないで、全体として「戦時体制」の起源を1930年代のニューディールに求めようとす

る。このような脈絡からすれば、「戦時体制」の脆弱性もニューディールのそれに帰結することになるが、「戦時体制」は社会民主主義と異質な特徴を持っていることに注目しなければならない。そのため、「ニューディール体制」と「戦時体制」の間には断絶があり、ニューディール改革を主導した「革新的リベラル派」の性格は、社会民主主義とは一線を画するものであったと結論付けられなければならない。

しかし、ニューディール改革を主導し、「ニューディール体制」の基盤となったリベラル派は、「労働リベラル派」と「実業界リベラル派」に区分され、特に後期ニューディールにあって前者は、近現代リベラリズムの変容やヨーロッパの社会民主主義、福祉国家構想と通底するベクトルの延長上に位置づけることができる。後期ニューディール政策として、全国労働関係法 (National Labor Relations Act、ワグナー法)、社会保障法、合衆国住宅法などが成立したからである。

ヨーロッパの社会民主主義は、議会制民主主義の方法によって社会変革や労働者の利益を図るという、改良主義的なリベラルの思想や運動であつた。そして、社会民主主義は、福祉国家構想に基づいて医療や所得、雇用などの社会保障政策を実施し、資本主義によって生み出された貧困などの社会的問題に対処し、国民の安定した生活を目指したからであり、これはニューディール政策と共通するところがあつたと言えることができる。特にリベラル派が、組織労働に対して政治体制の中軸的な担い手として、広範な組織労働者階級や低所得者層全体の利害を反映した政治要求や産業行動を行うことを期待していたことは、重要なニューディール期リベラル派の特徴である。

したがって、ニューディール期の社会民主主義的、福祉国家的要素が、第二次世界大戦期から戦後の時期に変容したことを踏まえたうえ

で、ニューディール期リベラル派の構想を検証しなければならない。少なくとも、戦後アメリカの高度経済成長期には、軍産複合体に象徴されるような軍事予算の肥大化など、「商業的ケインズ主義」的財政支出もある程度の役割を果たしたものの、主に基幹産業の労使交渉で実現した高賃金が国内需要拡大の担い手となったのである²⁹⁾。

2. 「ニューディール体制」の変容

冷戦体制への突入が国内の社会・経済システムにどのような影響力を与えたかという問題意識に基づいて、1980年代以降、多くの研究者によって戦後の「ニューディール体制」の変容に関する研究が進んだ。確かに、1940年代後半から50年代の冷戦下でマッカーシズムの嵐が吹き荒れ「反共主義の体制内化」が進み、リベラル派の内部でも反共派の台頭が顕著になり、CIO内で共産主義活動家のパージが行われた。それは、1947年から政府による公職適格資格の忠誠審査がおこなわれ、また同年に成立したタフト・ハートレー法（Taft-Hartley Act of 1947）が、非共産主義者であるとの宣誓を労働組合指導者に求めることを定めていたのである。特に労働運動の場合、1947年のタフト・ハートレー法がストライキの制限、労資関係に対する政府干渉権の強化など、1935年のワグナー法で得た労働者の権利を制限しており、経営者は労働運動へ反撃を加えてその戦闘性を喪失させ、労働組合内の共産主義者を排除することに成功した³⁰⁾。

その結果、戦後のアメリカでは、労働運動は公的な社会保障の拡充よりも企業年金や企業医療保障を求めざるを得なくなり、ヨーロッパのような公的社会保障制度の拡充路線は放棄されるのである。このように考えると、アメリカはヨーロッパ諸国の福祉国家路線とも異なる道を歩いたのであり、戦後の制度改革や社会政策に

関わるリベラリズムと労働運動の変容を考察しなければならない³¹⁾。

このような研究の方向性は、アラン・ブリンクリー（Alan Brinkley）とネルソン・リヒテンシュタイン（Nelson Lichtenstein）によって示された。彼らは、1980年代に「ニューディール体制」が後退した要因として、戦後の「ニューディール秩序」（New Deal Order）に大きな弱点があったことを問題意識に据え、1930年代のニューディール期と「戦後体制」との間には大きな断絶があったことを共通認識にしていた。つまり、第二次世界大戦後に引き継がれたと言われるニューディールの社会・経済システムは、1930年代のニューディール期に目指された社会民主主義的な改革要素とは質的に異なっていたのである。したがって、1980年代以降の新保守主義やネオリベラリズムの隆盛は「戦後体制」の弱点のバックラッシュにほかならず、ニューディール期の社会・経済システムには評価すべき独自の要素があることを忘れてはならない。そのため、1937年恐慌以降のニューディールの後退から、「戦時体制」を経て戦後に至るプロセスでリベラリズムと労働運動が変容していった視点が重要である³²⁾。

3. ニューディール期と「戦時体制」の断絶—研究課題の示唆

ニューディール期と「戦時体制」に大きな断絶があるという視点は、スコッチポルの「商業的ケインズ主義」の採用、「社会的ケインズ主義」の挫折という議論を出発点にしている。ブリンクリーやリヒテンシュタインは担い手を問題にし、労働運動と政治との関わりの変容を検討することによって、「社会的ケインズ主義」がリベラリズムや労働運動というニューディール改革の推進勢力によって担われていたのに対して、第二次世界大戦後の社会体制は1940年代の「商業的ケインズ主義」によって形成されたと捉え

た。こうした視角からすれば、「社会的ケインズ主義」がラディカルで社会規制を志向する構想であるのに対して、「商業的ケインズ主義」は保守的で財政誘導的な構想であった³³⁾。

ブリנקリーは、リベラリズムと労働運動が「戦時体制」を経て資本主義批判を放棄し、「大衆社会」・「管理社会」を維持するための経済的繁栄を追求する方向へ向かったと考えた。リベラリズムに関して、ブリנקリーは「改革的リベラリズム」(reform liberalism)と「権利重視リベラリズム」(right-based liberalism)という2つのコンセプトを提示する。前者が1930年代のニューディール期のリベラリズムであるのに対して、後者こそが1970年代末まで続く「ニューディール体制」の基盤となるものであり、いわゆる「ニューディール・リベラリズム」(New Deal Liberalism)であった。この「ニューディール・リベラリズム」は社会改革を志向するものではなく、「大衆社会」・「管理社会」の経済的繁栄を維持することを求めていた。

また、労働運動も変容していた。CIOは、1930年代後半に労働党結成の構想を放棄して産業協議会プラン(industrial-council plan)を打ち立て、民主党や政府との同盟を追求することになった。これは、CIOが独立した政治勢力となる機会を喪失したことを意味しており、CIOが「体制内化」された相対的に弱い立場に甘んじて、「大衆社会」・「管理社会」の経済成長を追求・維持する方向に変容したことの表われであった³⁴⁾。

一方、リヒテンシュタインは労働運動の要求プロセスに着目し、それが政治的経路を通じてではなく、自らの団体交渉を通じたものになったことを変容のターニングポイントとしている。労働運動は、ニューディール期から戦後直後までは経営参加、国民健康保険の制定など、ヨーロッパ型の社会民主主義的な福祉国家路線を掲げていたが、1940年代になると、アメリ

カにおいて独特な階級間の協調システムによってかわったのであった。

リヒテンシュタインは、1948年に成立したジェネラル・モーターズ社(General Motors Corporation: GM)と全米自動車労働組合(United Automobile Workers: UAW)との協約(GM-UAW協約)、翌1949年のフォード社(Ford Motor Company)とUAWとの協約(フォード・UAW協約)を象徴的に取り上げ、これらの協約に盛り込まれた合意事項が基幹産業へ浸透していったことを重視する。その合意内容は、企業の生産性向上を賃金に反映させる年次調整条項(annual improvement factor)、労働者の生活費を賃金に組み込んで算定する生計費調整条項(cost of living adjustment: COLA)、企業年金プラン(フォード・UAW協約)の3つであった³⁵⁾。年次調整条項はインフレ率などを考慮して労働者保護を調整するものであり、COLAは名目賃金額を物価その他の経済指標の変動に合わせて自動的に調整する制度である。これらによって労働者側には実質賃金の安定化につながり、企業側にとっては労使紛争による生産性の低下を防ぐことができるという、双方にとってメリットがあった。また、企業年金プランについては、1949年6月にUAWは労使協約の期限が切れるフォード社に年金プランの構想を要求し、その3カ月後には鉄鋼産業委員会の線に沿った年金プランの設立が労使双方で合意された。

リヒテンシュタインは、これら3つを労働運動が質的に変容する重要なファクターと考え、この協約内容の浸透によって、企業の成長が労働者の生活向上と密接にリンクするシステムが基幹産業で構築されたと捉えた。言い換えれば、アメリカの労働運動、特にCIOの指導者たちの考えが、個別の交渉だけでなく政党への支持によって、産業への影響力の強化や福祉政策の拡充を要求する立場から、労働組合自身の発言力を重視して個別の団体交渉による年金・健康

保険を主張する立場へと、大きく方向が変化したのである。これは、戦後の労働運動が連邦政府にリベラルな政策を要求するという包括的な構想を放棄したことに他ならず、労働運動は、自らの利益にしか関心を示さない「特殊利益集団政治」（special interest politics）の中に組み込まれたのである。そして、変革を求める労働者のエネルギーが行政機構や政府の施策に吸収されて、現状維持指向の強い、ある意味では保守的な「大衆社会」・「管理社会」を労働者が支えることになっていくのである³⁶⁾。

リヒテンシュタインは、賃金向上や年金・保険の充実といった課題について、労働運動が企業業績と直結した賃上げとフリンジ・ベネフィット（賃金以外の給付・サービス）の獲得に特化していったと考えた。フリンジ・ベネフィットは、企業が提供する給与以外の報酬や手当であり、福利厚生のアメリカの自由主義レジームのモデルを形成するものであった。その結果、労働運動が取り組むべき関心や民主党への要求が変化したのであり、リヒテンシュタインは、戦後の労使関係を、ニューディールとその継承期（1933～1947年）、古典的産業多元主義と団体交渉の時代（1947～1979年）、その後の1980年代以降という3つの時期に区分して論じている³⁷⁾。このようなリヒテンシュタインの議論は、労働運動やリベラル派がニューディール期から戦後直後にかけて社会民主主義的な「体制内化」を進めたのに対して、1948年のGM-UAW協約の以降は、企業の業績向上と労働者の生活向上が密接に結びついた「体制内化」へと進んだことを示唆している。しかし、このような「体制内化」の類型化の実証分析は、「ニューディール体制」の研究に関する今後の大きな課題である。

終わりに

このように研究史を振り返ると、ニューディール期に目指された政治目標と「戦後体制」との間に大きな断絶があり、「ニューディール体制」を支える労働運動やリベラル派が戦後に大きく変化したことが分かる。ニューディール期のリベラリズムは、急進的官僚や閣僚によって推進された政策構想であったが、「戦後体制」の中でアメリカ政治の正統的教義となった、いわゆる「ニューディール・リベラリズム」はこれとは異質なものであった。したがって、今後のニューディール研究は、1930年代の「ニューディール体制」の支持基盤と、「戦後体制」の「ニューディール・リベラリズム」の違いを実証的に分析しなければならないのである。

特に、現代は地球温暖化と気候変動問題がクローズアップされている。そのため、2009年に発足したオバマ政権は「グリーン・ニューディール」を提唱し、再生可能エネルギーへ1500億ドルの投資を行い、公共施設の省エネ化などによって数百万人規模の雇用創出を実現すると訴えた。そして、国連環境計画（United Nations Environment Program：UNEP）の事務局長アキメ・シュタイナー（Achim Steiner）は、2008年10月にロンドンでグリーン経済イニシアティヴを発表し、世界に向けて「グローバル・グリーン・ニューディール」を提唱した。これは、グリーン・ジョブの創出とグローバル・エコ経済システムの再構築による化石燃料への依存低減を強く求めるものであった³⁸⁾。すでに第二次世界大戦が終結して80年の歳月が流れたのであり、21世紀のグローバルな課題に応えるためにも、ニューディール研究の深化が強く求められているのである。

【注】

- 1) 河内信幸『ニューディール体制論—大恐慌下のアメリカ社会』(学術出版会、2005年)、17頁; Fred Smith, *The Growth and Decline of the New Deal, 1933-1970* (Greenwich: Devin-Adair, 1970).
- 2) Ronald L. Tracy, ed., *The Economic Legacy of the Reagan Years: Euphoria or Chaos?* (New York: Praeger, 1991).
- 3) Harvard Sitkoff, ed., *Fifty Years Later: The New Deal Evaluated* (Philadelphia: Temple University Press, 1985).
- 4) 河内信幸『現代アメリカを見る眼—社会と人間のグローバル・スコープ』(丸善プラネット、2012年)、第2章。
- 5) 瀬川博義・河内信幸編『現代国際関係の基礎と課題』(建帛社、1999年)、第5章。
- 6) 日本経済新聞社編『リーマン・ショック—5年目の真実』(日本経済新聞出版、2014年)。
- 7) Paul Krugman, "The New New Deal: US Fiscal Stimulus is Urgent, but will not be Advanced by Industrial Bailouts," *Times* (December 8, 2008); Paul Krugman, "Franklin Delano Obama?" *New York Times* (November 10, 2008); Paul Krugman, "The Lame-Duck Economy," *New York Times* (November 21, 2008).
- 8) 河内信幸「成長と破綻のジレンマ—景気循環の背景と要因」谷口明丈・須藤功編『現代アメリカ経済史—「問題大国」の出現』(有斐閣、2017年)、第2章。河内信幸「グリーン・ニューディールのインフラ・イノベーション構想」中部大学産業経済研究所編『産業経済研究所紀要』第21号(2011年3月)。「グリーン・ニューディール」という言葉は、2008年7月に「グリーン・ニューディール・グループ」が発表し、新経済財団(New Economic Foundation)が提出した報告書に基づく。
- 9) Arthur M. Schlesinger, Jr., *The Age of Roosevelt* 3 Vols (Boston: Houghton Mifflin, 1957-1960) (中屋健一監訳『ローズヴェルトの時代』全3巻、ペリかん社、1962-1966年)。William E. Leuchtenburg, *Franklin D. Roosevelt and the New Deal, 1932-1940* (New York: Harper & Row, 1963) (陸井三郎訳『ローズヴェルト』、紀伊国屋書店、1968年)。
- 10) 中島釀『アメリカ国家像の再構成—ニューディール・リベラル派とロバート・ワグナーの国家構想』(勁草書房、2014年)、4頁。Irving Bernstein, *The New Deal Collective Bargaining Policy* (New York: Da Capo Press, 1975); Irving Bernstein, *The Turbulent Years: A History of American Worker, 1933-1941* (Boston: Houghton Mifflin, 1969); Walter Galenson, *The CIO Challenge to the AFL: A History of the American Labor Movement 1935-1941* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1960).
- 11) Richard Hofstadter, *The Age of Reform: From Bryan to FDR* (New York: Knopf, 1955) (斎藤真他訳『アメリカ現代史』、みすず書房、1967年)。Louis Hartz, *The Liberal Tradition in America* (New York: Harcourt, Brace and Company, 1955) (有賀貞・松平光央訳『アメリカ自由主義の伝統』、有信堂、1963年)。
- 12) 中島釀、前掲書、4-5頁。
- 13) 河内信幸『ニューディール体制論』、21頁。
- 14) Alice and Stoughton Lynd, *Rank and File Histories by Working Class Organizations* (New York: Harper and Row, 1973); Harvey A. Levenstein, *Communism, Anti-communism, and CIO* (New York: Greenwood, 1970)。「ニューレフト」という言葉が学問的な意味で使われたのは、1959年にイギリスで『新左翼評論』(*New Left Review*)が創刊され、1960年にアメリカでも『左翼研究』(*Study on the Left*)が編集されたことを起源としている。
- 15) Gerald S. Auerbach, "New Deal, Old Deal, or Raw Deal: Some Thoughts on New Left Historiography," *Journal of Southern History*, 35 (February 1969); Irvin Unger, "The 'New Left' and American History: Some Recent Trends in U. S. Historiography," *American Historical Review*, 72-4 (July 1967).
- 16) Phillippe C. Schmitter and Gerald Lehmbruch, eds., *Trends toward Corporatist Intermediation* (Beverly Hills・London, SAGE Publications, 1979) (山口定監訳『現代コーポラティズム』I、木鐸社、1984年); Gerald Lehmbruch and Phillippe C. Schmitter, eds., *Patterns of Corporatist Policy Making* (Beverly Hills・London, SAGE Publications, 1982) (山口定監訳『現代コーポラティズム』II、木鐸社、1986年)。Reginald J. Harrison, *The Pluralism and Corporatism: The Political Evaluation of Modern Democracies* (London: George Allen & Unwin Ltd., 1980) (内山秀夫訳『プルーラリズムとコーポラティズム』、勁草書房、1983年)。Barton J. Bernstein, ed., *Toward a New Past: Dissenting Essays in American History* (New York: Random House, 1967) (琉球大学アメリカ研究所訳『ニューレフトのアメリカ史像—伝統史学への批判』、東京大学出版会、1972年)。
- 17) Richard S. Kirkendall, *The New Deal: The Historical Debate* (New York: John Wiley, 1973)。河内信幸『ニューディール体制論』、22頁。
- 18) Gabriel Kolko, *The Triumph of Conservatism: A*

- Reinterpretation of American History, 1900-1916* (New York: Free Press, 1963); Robert H. Wiebe, *The Search for Order, 1877-1920* (New York: MacMillan, 1967); James Livingston, *Origins of the Federal Reserve System: Money, Class, and Corporate Capitalism 1890-1913* (Ithaca: Cornell University Press, 1986); Paul P. Van Riper, "The Administrative State: Wilson and Founders," in Ralph C. Chandler, ed., *A Centennial History of the American Administrative State* (New York: Free Press, 1987).
- 19) 中島醸、前掲書、6-7頁。Ronald Radosh and Murray N. Rothbard, eds., *A New History of Leviathan* (New York: E. P. Dutton, 1972), pp. 44-56; Ellis W. Hawley, "The New Deal and Business," in *The New Deal 1*, eds., John Braeman, Ronald H. Bremmer, and David Brody (Columbus: Ohio State University Press, 1975), pp. 75-76.
 - 20) David Brody, *Workers in Industrial America: Essays on the Twentieth Century Struggle* (New York: Oxford University Press, 1980); Steve Fraser, *Labor Will Rule: Sidney Hillman and the Rise of American Labor* (New York: Free Press, 1991). 中島醸、前掲書、7頁。
 - 21) Steve Fraser and Gary Gerstle, eds., *The Rise and Fall of New Deal Order, 1930-1980* (Princeton, N. J.: Princeton University Press, 1989); Alan Brinkley, *The End of Reform: New Deal Liberalism in Recession and War* (New York: Alfred A. Knopf, 1995).
 - 22) Eric Foner and Lisa McGirr, eds., *American History Now* (Philadelphia: Temple University Press, 2011); Colin Gordon, *New Deals: Business, Labor, and Politics in America, 1920-1935* (New York: Cambridge University Press, 1944). 中島醸、前掲書、6頁。
 - 23) Theda Skocpol, "Political Response to Capitalist Crisis: Neo-Marxist Theories of the State and the Case of the New Deal," *Politics and Society*, 10-2 (1980), pp. 170-180, 192-193; Theda Skocpol and John Ikenberry, "The Political Formation of the American Welfare State: In Historical and Comparative Perspective," *Comparative Social Research*, 6 (1983), pp. 120-121; Kenneth Finegold and Theda Skocpol, *State and Party in America's New Deal* (Madison: University of Wisconsin Press, 1995), pp. 55-65; William Domhoff and Michael J. Webber, *Class and Power in the New Deal: Corporate Moderates, Southern Democrats, and the Liberal-Labor Coalition* (Stanford, Calif.: Stanford University Press, 2011), pp. 15-16. 中島醸、前掲書、7頁。
 - 24) Jill S. Quadagno, "Welfare Capitalism and the Social Security Act of 1935," *American Sociological Review*, 49-5 (October 1984); J. Craig Jenkins and Barbara Brents, "Social Protests, Hegemonic Competition, and Social Reform: A Political Struggle Interpretation of the Welfare State," *American Sociological Review*, 54-6 (December 1989). 中島醸、前掲書、8-9頁。
 - 25) Jill S. Quadagno, *ibid.*, pp. 644-645.
 - 26) Jacob S. Hacker and Paul Pierson, "Business Power and Social Policy: Employers and the Formation of the American Welfare State," *Politics and Society*, 30-2 (June 2002); William Domhoff and Micheal J. Webber, *op. cit.*, pp. 3-17.
 - 27) Peter Evans, Dietrich Rueschemeyer, and Theda Skocpol, eds., *Bringing the State Back In* (Cambridge: Cambridge University Press, 1985), pp. 107-109, 148. 中島醸、前掲書、10頁。ケインズ主義には「自由主義」と「計画主義」の2つの側面があると思われる。
 - 28) David Plotke, *Building a Democratic Political Order: Reshaping American Liberalism in the 1930s and 1940s* (Cambridge: Cambridge University Press, 1996), pp. 102-106; Christopher L. Tomlins, *The State and the Unions: Labor Relations, Law, and the Organized Labor Movement in America, 1880-1960* (Cambridge: Cambridge University Press, 1985).
 - 29) 中島醸、前掲書、12頁。河村哲二『第二次大戦期アメリカ戦時経済の研究—「戦時経済システム」の形成と「大不況」からの脱却過程』(御茶の水書房、1998年) 参照。
 - 30) Milton Derber and Edwin Young eds., *Labor and the New Deal* (Madison: University of Wisconsin Press, 1957), pp. 141-143 (永田正臣・寺中良二・古庄正訳『現代アメリカ労働運動史—ニューディールからタフト・ハートレイ法まで』(日刊労働通信社、1964年)、209-211頁。David M. Gordon, Richard Edwards, and Michael Reich, eds., *Segmented Work, Divided Workers: The Historical Transformation of Labor in the United States* (New York: Cambridge University Press, 1982) (河村哲二・伊藤誠訳『アメリカ資本主義と労働—蓄積の社会的構造』、東洋経済新報社、1990年、131-133頁)。長沼秀世『アメリカの社会運動—CIO史の研究』(彩流社、2004年)、第7章。
 - 31) 中島醸、前掲書、12頁。有賀夏紀『アメリカの20世紀』下(中公新書、2002年)、18~20頁。長沼秀世『CIOの『共産系』組合追放』『アメリカ研究』2号(1968年)。
 - 32) Alan Brinkley, *The End of Reform: New Deal Liberalism in Recession and War* (New York: Alfred A. Knopf,

- 1995); Nelson Lichtenstein, "From Corporation to Collective Bargaining : Organized Labor and the Eclipse of Social Democracy in Postwar Era," in *The Rise and Fall of the New Deal Order, 1930-1980*; Nelson Lichtenstein, "Labor in the Truman Era: Origins of 'the Private Welfare State,'" in *The Truman Presidency*, ed., Michael L. Lacy (New York: Cambridge University Press, 1989). 河内信幸「ニューディールの転換と1937年恐慌」『アメリカ経済史研究』創刊号(2002年5月)。同「1937年恐慌とニューディール政策」『GLOBAL』Vol. 18(2021年)。
- 33) Steve Fraser and Gary Gerstle, eds., *op. cit.*, pp. 10-13. 中島釀、前掲書、13頁。
- 34) Alan Brinkley, *op. cit.*, pp. 224-226.
- 35) Nelson Lichtenstein, "From Corporation to Collective Bargaining", pp. 120-121, 141-144; Nelson Lichtenstein, "Labor in the Truman Era," pp. 130-132. 鈴木直次「戦後アメリカ自動車産業における労資関係の一断面—全国協約改定にみる賃金・付加給付の上昇—」『専修大学社会科学年報』第47号(2013年)。鈴木良始「アメリカ自動車産業と大量生産システムの硬直化過程, 1908-1972」『経済学研究』(北海道大学) 48-3 (1999年)。吉田健三「戦後アメリカ企業年金の発展—『繰延賃金説モデル』の年金プランと『年金保護』—」『松山大学論集』第23巻第6号(2012年)。
- 36) Nelson Lichtenstein, "From Corporation to Collective Bargaining", pp. 25-26, 33; Walter W. Kolodrubetz, "Growth in Employee-Benefit Plans, 1950-1965," *Social Security Bulletin*, 30-4 (April 1967), pp.10-11.
- 37) Nelson Lichtenstein, "Labour, Liberalism, and the Democratic Party: A Vexed Alliance," *Relations Industrielles/Industrial Relations*, 66-4 (Fall 2011), pp. 514-515.
- 38) 河内信幸『現代アメリカを見る眼—社会と人間のグローバル・スコープ』(丸善プラネット、2012年)、第6章。

[備考]

本稿の内容は、拙著『ニューディール体制論—大恐慌下のアメリカ社会』(学術出版会、2005年)、17-29頁においてある程度は論述したものであるが、今回は、その後の研究動向を踏まえて新たに考察を加えた。特に、中島釀『アメリカ国家像の再構成—ニューディール・リベラル派とロバート・ワグナーの国家構想』(勁草書房、2014年)、1-30頁から多くの示唆を受けていることをお断りしておきたい。

(2024年12月)